

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	国保年金課

契約業者名・住所	千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 千葉県国民健康保険団体連合会 理事長 小泉 一成
工事等の名称	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	情報処理
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 566,100 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	国保情報集約システムにおける被保険者資格情報等の集約、管理、情報連携等を行う
随意契約の理由	<p>千葉県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法（以下「法」という。）第83条及び第84条に基づき設立された公法人である。本市を含む千葉県内の全市町村が当該連合会の会員であり、法第四十五条第五項の規定により、療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を当該連合会に委託している。</p> <p>当該連合会は、本事業を実施するにあたり必要なデータを一元的に管理しており、国民健康保険の広域化にあたり都道府県単位の被保険者資格の取得喪失に関する事務処理や高額療養費の該当回数を通算等を効率的かつ適切に行うことができる。</p> <p>また、法第113条の3の規定により、保険給付の実施等に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の委託にあたっては、同一都道府県内の各市町村が共同して国民健康保険団体連合会にこれを委託することとなっている。</p> <p>以上の理由により、千葉県国民健康保険団体連合会は、本事業を履行するに最適な者であると思料されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号を適用し1者からのみ見積書を徴するものである。</p>